

6月定例会

8月施行 条例可決

空き家等危険家屋 倒壊事故など未然防止へ

条例制定

平成26年第2回木古内町議会定例会が6月12日に開催されました。一般質問者は、竹田努議員と新井田昭男議員の2名で、人口減対策や北海道新幹線の活用策について議論が交わされました。

引き続き、空き家等の適正管理に関する条例制定や一般会計補正予算など8件の議案と平成25年度教育委員会の活動状況に関する報告など3件、人権擁護委員候補者の推薦についての審議を行い、すべて原案通り可決しました。

また、議会が推薦する農業委員会委員の推薦などの発議案2件と手話言語法制定を求める意見書案など3件も原案通り可決しました。

空き家等の適正管理に関する条例は、これまで多くの議員から一般質問等で指摘されていたもので、老朽化した危険家屋などに対し、所有者等の責務を明らかにするとともに、倒壊事故や犯罪、火災等を未然に防止し、町民の安全で安心を確保することを目的とした、「木古内町空き家等の適正管理に関する条例」が提案され、原案通り可決しました。

条例では、町が管理不全な空き家等に立ち入り調査を実施し、所有者に対して管理に関する助言や指導、勧告、命令を行うことができます。命令に従わない場合は、氏名や住所等を公表するとともに、放置する状態が続く住民に危険が及ぶと判断した場合は、強制的に撤去することができま

す。その費用は、町が所有者から徴収することになります。

また、必要なときは、警察署や消防署と連携・協議ができることになっていきます。

危険家屋の解体 町民も大きな期待

竹田議員 危険家屋等の空き家対策は何年来的課題であり、条例制定により一歩前進という大きな期待をしています。問題は、条例第12条の行政代執行の部分であり、多くの町民は、条例制定により町が肩代わりしてくれる

と思っています。町として取り組む姿勢や考え方について尋ねます。

大野副町長 第12条に規定する行政代執行は、

代執行法に基づく手続きとなりますが、これにより町が解体を行うという考えは持つていません。個人の財産を処分する際は、個人が費用を負担するというのが大前提となっている法律です。

あくまでも、所有者が解体について適正な措置を講じない場合に代執行を行うというもので、かかった費用は所有者に負担してもらうことになっていきます。

ただし、景観上や安全上、安全・安心が確保できない場合は、所有者から費用を徴収するというところで実施しますが、所有者からの徴収が困難にならないような方策で進めていく考えです。

竹田議員 解体に対する補助制度の検討を含め、この制度が絵に描いた餅にならないよう、最大限の努力をしてください。

竹田議員 解体に対する補助制度の検討を含め、この制度が絵に描いた餅にならないよう、最大限の努力をしてください。



全国各地で問題となっている危険家屋
空き家を活用した定住対策への期待も